

**令和元年度木津川市一般会計補正予算  
第4号（専決処分）について（概要）**

総務部財政課

令和元年度補正予算第4号は、大谷処理場大規模改修事業（相楽郡広域事務組合負担金）に係る起債限度額を増額する地方債補正を行うものである。

**予算案の主な概要**

**1 補正予算の規模**

|     |                  |          |
|-----|------------------|----------|
| 補正前 | 293億2,953万7,000円 |          |
| 補正額 |                  | 一円（増減なし） |
| 補正後 | 293億2,953万7,000円 |          |

**2 補正予算の主な内容**

|             |              |
|-------------|--------------|
| し尿処理施設改修事業債 | 380万0,000円増  |
| 財政調整基金繰入金   | △380万0,000円減 |

**3 専決処分の理由**

大谷処理場基幹的設備改修事業は、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく交付金を受けて実施するものであり、その地方負担額に対しては、地方債「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業」（充当率100%、交付税算入率50%）が措置されている。今般、令和元年度に組合が受け入れる国庫交付金額と各構成団体の負担金額が確定し、京都府への起債協議手続きを進めているところで、資金区分は、財政融資資金が予定されている。ただし、国庫交付金は国の平成30年度補正予算で措置され繰越手続きがとられたものであるため、財政融資資金貸付の規定上、令和元年度中の借入が必要となっている。このように京都府への起債協議と京都財務事務所への借入手続き上、早急に地方債の予算措置を行う必要があるため、緊急に令和元年度一般会計補正予算第4号を編成し、令和2年2月10日付けで専決処分を行ったものである。